

平成 2 9 年

上尾市教育委員会 1 2 月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 5 5 号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について ----- 1
- 議案第 5 6 号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について ----- 2
- 議案第 5 7 号 平成 2 9 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について ----- 5

議案第 55 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 29 年 12 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 号様式の 2 中「の 1 歳 6 か月までの子」の次に「若しくは 2 歳までの子」を、「第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合」の次に「又は第 2 条の 4 に規定する場合」を加え、「1 歳 2 か月までの子の育児休業又は 1 歳 6 か月までの子」を「1 歳 2 か月までの子、1 歳 6 か月までの子又は 2 歳までの子」に、「又は第 3 号に掲げる」を「若しくは第 3 号に掲げる場合又は第 2 条の 4 に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年埼玉県条例第 6 号）及び職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則 18-6）の一部改正に伴い、育児休業承認請求書の様式を改正したいので、この案を提出する。

議案第 56 号

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 12 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程（平成 29 年上尾市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「の規定により」を「第 2 条第 1 項の規定により」に、「のうちの特定のもの（以下「特定一般職非常勤職員」という。）の 1 週間当たりの勤務日数、勤務時間及びその割振り並びに休憩時間」を「（以下単に「一般職非常勤職員」という。）の勤務日数並びに勤務時間及び休憩時間の割振り」に改め、同条第 2 項を削る。

第 4 条の見出しを「（一般職非常勤職員の休憩時間の割振り）」に改め、同条第 1 項本文中「特定一般職非常勤職員」を「一般職非常勤職員」に改め、同項ただし書中「時間に」を「時間帯に」に、「特定一般職非常勤職員」を「一般職非常勤職員」に改め、同条第 2 項中「特定一般職非常勤職員」を「一般職非常勤職員」に改め、同条を第 6 条とする。

第 3 条の見出しを「（特定一般職非常勤職員の 1 日の勤務時間の割振り）」に改め、同条第 1 項中「勤務時間及びその」を「1 日の勤務時間の」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前項の勤務時間の」を「社会教育指導員の職に充てられる特定一般職非常勤職員の勤務時間は 7 時間又は 7 時間 30 分とし、その」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「時間を」を「時間帯を」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（非特定一般職非常勤職員の勤務日数等）

第5条 特定一般職非常勤職員を除く一般職非常勤職員（以下この条において「非特定一般職非常勤職員」という。）の勤務日数及び1日の勤務時間の割振りは、次の表の左欄に掲げる非特定一般職非常勤職員の区分に応じ、同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

| 非特定一般職非常勤職員の区分 | | 勤務日数 | 1日の勤務時間の割振り |
|----------------|--------------------------|----------|-------------------------------|
| 1 | 図書館に勤務する図書館業務員 | 1週間につき4日 | 午前8時45分から午後7時15分までの間で1日につき7時間 |
| 2 | 学校教育部学務課に勤務する非特定一般職非常勤職員 | 同上 | 午前9時から午後5時まで |

2 非特定一般職非常勤職員の所属長は、公務の運営上の事情に応じ前項の表に定める勤務日数を臨時に変更し、及び業務上やむを得ない事情のあるときは同表に定める勤務時間と異なる時間帯を勤務時間として割り振ることができる。

第2条の見出しを「（特定一般職非常勤職員の勤務日数）」に改め、同条第1項の表中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|-------|----|
| 3 | 教育相談員 | 4日 |
|---|-------|----|

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この規程において「特定一般職非常勤職員」とは、上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則（平成29年上尾市教育委員会規則第10号）第2条第1項の規定により置く職に充てられる一般職非常勤職員をいう。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正）

2 上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成21年上尾市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程（平成29年上尾市教育委員会訓令第4号）が適用される同訓令第1条に規定する一般職非常勤職員の勤務時間及び休憩時間については、同訓令の定めるところによる。

提案理由

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員で特定一般職非常勤職員に該当しないものの勤務日数並びに勤務時間及び休憩時間の割振りについて定めたいので、この案を提出する。

議案第 57 号

平成 29 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

下記のとおり、平成 29 年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見を申し出る。

平成 29 年 12 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

記

1 歳出（9 款 教育費）

補正額 13,284 千円

(1) 目的別予算額

(単位：千円)

| 項 | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 |
|---------|---------|--------|-----------|
| 5 社会教育費 | 989,146 | 13,284 | 1,002,430 |

(2) 所属別事業別歳出補正額

●生涯学習課

(単位：千円)

| 事業名 | 説明 | 補正額 |
|-----------|------------|--------|
| 公民館管理運営事業 | 公民館施設改修工事費 | 13,284 |

2 繰越明許費（9 款 教育費）

●生涯学習課

(単位：千円)

| 項 | 事業名 | 金額 |
|---------|-----------|--------|
| 5 社会教育費 | 公民館管理運営事業 | 13,284 |

3 債務負担行為補正

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|-------------------|----------------------|-----------|
| 中学生海外派遣研修業務 | 平成29年度から 平成30年度まで | 10,850千円 |
| 小中学校ALT派遣業務 | 平成29年度から 平成30年度まで | 108,994千円 |
| 小学校管理業務 | 平成29年度から 平成30年度まで | 14,934千円 |
| 小学校コンピュータシステム保守業務 | 平成29年度から 平成30年度まで | 11,954千円 |
| 中学校管理業務 | 平成29年度から 平成30年度まで | 8,423千円 |
| 中学校コンピュータシステム保守業務 | 平成29年度から 平成30年度まで | 7,653千円 |
| 公民館管理業務 | 平成29年度から 平成30年度まで | 1,350千円 |
| 図書館巡回配送業務 | 平成29年度から 平成30年度まで | 5,420千円 |
| 図書館管理業務 | 平成29年度から 平成30年度まで | 741千円 |
| 中学校給食調理業務 | 平成29年度から 平成30年度まで | 216,713千円 |

提案理由

教育委員会の権限に属する事務に係る上尾市一般会計に関する予算の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。